

しんきんカードローン契約規定 【新旧対照表】

※改定箇所・・・下線で表示

改正後	改正前	備考
<p>第9条（期限の利益の喪失）                      (1) 私が次の各号の事由が一つでも該当した場合には貴金庫から通知・催告等がなくても貴金庫に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い直ちに債務を弁済します。なお、この場合貴金庫からの通知なしに直ちに本契約を解除されても異議はありません。                      ① 第7条の返済を遅延し、翌月の返済日までに返済額相当額を返済しなかった場合。                      ② <u>株式会社九州しんきんカードからの保証取消があったとき。</u>                      (削除)                      ③ <u>支払いの停止または破産手続開始・民事再生手続開始その他これに類する手続開始の申立てがあったとき。</u>                      ④ <u>手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u>                      ⑤ <u>借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6カ月以内に生じた場合に限る。）</u>                      ⑥ 私の預金その他貴金庫に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。                      ⑦ 住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由によって貴金庫に私の住所が不明になったとき。</p>	<p>第9条（期限の利益の喪失）                      1. 私が次の各号の事由が一つでも該当した場合には貴金庫から通知・催告等がなくても貴金庫に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い直ちに債務を弁済します。なお、この場合貴金庫からの通知なしに直ちに本契約を解除されても異議はありません。                      ①第7条の返済を遅延し、翌月の返済日までに返済額相当額を返済しなかった場合。                      ②株式会社ジェーシービーからの保証取消があったとき。                      ③<u>相続の開始があったとき。</u>                      ④支払の停止または破産・<u>和議開始の申立てがあったとき。</u>                      ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき。                      (追加)                      ⑥私の預金その他貴金庫に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。                      ⑦住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由によって、貴金庫に私の住所が不明になったとき。</p>	<p>(期限の利益喪失)条項から(相続の開始による期限の利益喪失)を削除。</p>
<p><u>第10条（貸越の停止）</u>                      本人が死亡したときは、新規貸越を停止できるものとします。  <u>第11条（反社会的勢力の排除）</u>  <u>第16条（契約の変更）</u>  <u>第17条（合意管轄）</u>  <u>第19条（準拠法）</u></p>	<p>(追加)                      (追加)                      (追加)                      (追加)                      (追加)</p>	<p>(貸越の停止)                      「相続の開始による期限の利益喪失」を削除したことにより、相続人の新規貸越を停止するための条項を追加。</p>